

令和6年度実施
大学機関別認証評価
評価報告書

政策研究大学院大学

令和7年3月

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構

目次

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について	i
I 認証評価結果	1
II 基準ごとの評価	2
領域1 教育研究上の基本組織に関する基準	2
領域2 内部質保証に関する基準	4
領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準	7
領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準	10
領域5 学生の受入に関する基準	12
領域6 教育課程と学習成果に関する基準	13
付録1 認証評価共通基礎データ及び別紙一覧	
付録2 根拠資料一覧	
自己評価書	

1. 令和6年度に機構が実施した大学機関別認証評価について

1 評価の目的

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）が、大学からの求めに応じて実施する、大学の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価（以下「大学機関別認証評価」という。）の目的は以下のとおりです。

- ・ 大学の教育研究活動等の質を保証すること。
- ・ 大学それぞれの目的を踏まえて教育研究活動等の質の向上及び改善を促進し、個性を伸長すること。
- ・ 大学の教育研究活動等の状況について、社会の理解と支持が得られるよう支援すること。

2 評価の実施体制

評価を実施するにあたっては、国・公・私立大学の関係者及び社会、経済、文化等各方面の有識者からなる大学機関別認証評価委員会（以下「評価委員会」という。）の下に、個別の大学の評価を実施するために、評価対象大学の状況に応じた評価部会等を編成し、評価を実施しました。

評価部会等には、対象大学の組織形態、教育研究内容等の状況に応じた各分野の専門家及び有識者を評価担当者として配置しました。

3 評価プロセスの概要

※ 評価は、おおむね以下のようなプロセスにより実施しました。

※ 令和6年度における実地調査（訪問調査）は、教育現場の視察及び学習環境の状況の現地調査と、大学関係者（責任者）等との面談のオンライン調査を併せて実施し、評価委員会において、従前に実施してきた実地調査と同等の調査であることを確認しました。

（1）大学における自己評価

各大学は、「自己評価実施要項」に従って、自己評価を実施し、自己評価書を作成しました。

（2）機構における評価

- ① 大学評価基準に定められた基準ごとに、自己評価書の内容の分析及び必要な事項の確認（書面調査）並びに訪問による実地調査（訪問調査）を踏まえ、その基準を満たしているか否かの判断を行うとともに、その理由を明示しました。
- ② 教育課程と学習成果に関する基準については、各教育課程の状況を踏まえて各学部・研究科等としての教育研究活動等の状況について分析し、それぞれの基準を満たしているか否かを判断しました。
- ③ 「改善を要する点」が認められた基準については満たしていないものと判断しました。
- ④ すべての基準を満たしている場合、大学評価基準に適合していると判断しました。満たしていない基準があった場合、すべての基準に係る状況を総合的に勘案して、大学として相応しい教育研究活動等の質を確保している状況が確認できた場合には大学評価基準に適

合していると判断しました。

- ⑤ 評価結果においては、大学評価基準に適合しているか否かの判断に併せて、「優れた点」を明示し、「改善を要する点」を指摘しました。重点評価項目として位置付ける内部質保証が優れて機能していると判断した場合には特に高く評価しました。

4 評価方法

評価は、書面調査及び訪問調査により実施しました。書面調査は、「評価実施手引書」に基づき、各大学が作成した自己評価書（根拠として提出された資料・データ等を含む。）の分析、及び機構が独自に調査・収集した資料・データ等により実施しました。訪問調査は、「訪問調査実施要項」に基づき、書面調査では確認できなかった事項等を中心に調査を実施しました。

5 評価のスケジュール

- (1) 機構は、令和5年6月に、国・公・私立大学の関係者に対し、大学機関別認証評価の仕組み、方法等について説明会を実施するとともに、自己評価担当者等に対し、自己評価書の記載等について研修会を実施しました。

また、令和5年9月までに申請した大学の求めに応じて、各大学の状況に即した自己評価書の作成に関する研修を実施しました。

- (2) 機構は、令和5年7月から9月にかけて申請を受け付け、最終的に以下の8大学の評価を実施しました。

○ 国立大学（6大学）

帯広畜産大学、筑波技術大学、東京学芸大学、東京芸術大学、富山大学、政策研究大学院大学

○ 私立大学（2大学）

大阪女学院大学、放送大学

- (3) 機構は、令和6年6月に、評価担当者が共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務が遂行できるよう、評価の目的、内容及び方法等について研修を実施しました。

- (4) 機構は、令和6年6月末までに、対象大学から自己評価書の提出を受けました。

※ 自己評価書提出後の対象大学の評価は、次のとおり実施しました。

令和6年		
7月		書面調査の実施
8月		評価部会の開催（書面調査による分析結果の整理、訪問調査での確認事項及び訪問調査での役割分担の決定）
10月～11月		訪問調査の実施（書面調査では確認できなかった事項等を中心に対象大学の状況を調査）
令和7年		
1月		評価部会の開催（評価結果（原案）の作成）

- (5) 機構は、これらの調査結果を踏まえ、令和7年1月に評価委員会で評価結果（案）を決定しました。

(6) 機構は、対象大学に対して評価結果（案）に対する意見の申立ての機会を設け、令和7年3月の評価委員会での審議を経て最終的な評価結果を確定しました。

6 評価結果

令和6年度に認証評価を実施した8大学のすべてが、機構の定める大学評価基準に適合していると評価されました。

7 評価結果の公表

評価結果は、対象大学及びその設置者に提供するとともに、文部科学大臣に報告します。また、対象大学ごとに「令和6年度実施大学機関別認証評価 評価報告書」として、ウェブサイト (<https://www.niad.ac.jp/>) への掲載等により、広く社会に公表します。

8 大学機関別認証評価委員会委員及び専門委員（令和7年3月現在）

(1) 大学機関別認証評価委員会

アリソン・ピール	オックスフォード大学日本事務所代表
川嶋 太津夫	大阪大学特任教授（常勤）・ スチューデント・ライフサイクルサポートセンター長
加藤 映子	大阪女学院大学長
後藤 ひとみ	北海道教育大学理事
近藤 倫明	大学教育質保証・評価センター代表理事
○ 清水 一彦	松本大学・松本大学松商短期大学部学長
高田 邦昭	群馬県公立大学法人理事長
高橋 哲也	公立大学法人大阪理事、大阪公立大学副学長
戸田山 和久	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
鳥居 朋子	立命館大学教育開発推進機構教授
中根 正義	芝浦工業大学柏中学高等学校長
根本 武	アクセンチュア株式会社ビジネスコンサルティング本部 マネジング・ディレクター
◎ 日比谷 潤子	国際基督教大学名誉教授
藤田 佐和	高知県立大学看護学部教授
前田 早苗	千葉大学名誉教授
松本 美奈	Qラボ代表理事、ジャーナリスト、上智大学特任教授
三浦 浩喜	福島大学長
光田 好孝	大学改革支援・学位授与機構教授
山口 宏樹	大学入試センター理事長
吉田 文	早稲田大学教授

※ ◎は委員長、○は副委員長

(2) 大学機関別認証評価委員会運営小委員会

近藤倫明	大学教育質保証・評価センター代表理事
高田邦昭	群馬県公立大学法人理事長
川嶋太津夫	大阪大学特任教授（常勤）・ スチューデント・ライフサイクルサポートセンター長
◎ 戸田山和久	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
光田好孝	大学改革支援・学位授与機構教授

※ ◎は主査

(3) 大学機関別認証評価委員会評価部会

(第1部会)

石田朋靖	高崎健康福祉大学長
◎ 近藤倫明	大学教育質保証・評価センター代表理事
柴田潤子	神戸大学教授
高倉喜信	京都大学副学長、白眉センター長
高島忠義	愛知県立大学名誉教授
竹内淑恵	法政大学教授
竹内啓博	公認会計士、税理士
寺澤良雄	公認会計士
戸田山和久	大学改革支援・学位授与機構教授研究開発部長
花屋実	群馬大学理事・副学長・教授
原田信志	熊本大学名誉教授
藤田佐和	高知県立大学看護学部教授
光田好孝	大学改革支援・学位授与機構教授
三矢麻理子	公認会計士
山岡洋	桜美林大学教授
山口正洋	高知大学教授
湯川嘉津美	上智大学特別契約教授

(第2部会)

石川准	静岡県立大学名誉教授
岩附信行	東京科学大学副理事・教授
加藤映子	大阪女学院大学長
後藤ひとみ	北海道教育大学理事
寫田敏行	大学改革支援・学位授与機構教授
◎ 高田邦昭	群馬県公立大学法人理事長
竹内啓博	公認会計士、税理士
寺澤良雄	公認会計士
戸田山和久	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
中村泰之	名古屋大学教授
三浦浩喜	福島大学長

光 田 好 孝	大学改革支援・学位授与機構教授
三 矢 麻理子	公認会計士
湯 川 嘉津美	上智大学特別契約教授

※ ◎は部会長

(4) 大学機関別認証評価委員会内部質保証専門部会

浅 野 茂	山形大学教授
◎ 川 嶋 太津夫	大阪大学特任教授（常勤）・スチューデント・ ライフサイクルサポートセンター長
小 湊 卓 夫	九州大学准教授
渋 井 進	大学改革支援・学位授与機構教授
鴫 田 敏 行	大学改革支援・学位授与機構教授
末 次 剛健志	長崎大学学生支援部留学支援課長
○ 高 橋 哲 也	公立大学法人大阪理事、大阪公立大学副学長
戸田山 和 久	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
新 田 早 苗	琉球大学後援財団常務理事
林 隆 之	政策研究大学院大学教授
前 田 早 苗	千葉大学名誉教授
光 田 好 孝	大学改革支援・学位授与機構教授
毛 内 嘉 威	秋田公立美術大学理事・副学長
山 本 幸 一	明治大学研究推進部研究知財事務室副参事

※ ◎は部会長、○は副部会長

2. 評価結果について

「Ⅰ 認証評価結果」

「Ⅰ 認証評価結果」では、評価対象大学の教育研究等の総合的な状況が機構の定める大学評価基準に適合しているか否かを判断し、その旨及び判断の理由を記述しています。加えて、重点評価項目として位置付ける基準2－3において、内部質保証が優れて機能していると判断した場合には、その旨及び判断の理由として、「内部質保証が優れて機能している点」を記述しています。

大学評価基準の判断については、基準1－1から基準6－8の27基準すべてを満たしている場合には、大学評価基準に適合しているとし、27基準のうち、満たしていないものがあつた場合には、すべての基準に係る状況を総合的に勘案して、大学として相応しい教育研究活動等の質を確保している状況を確認の上、満たしているか否かの判断をし、その旨及び「改善を要する点」を記述しています。

ただし、重点評価項目として位置付ける基準2－1又は基準2－2を満たしていない場合には、大学評価基準に適合していないと判断し、その旨及び「改善を要する点」を記述しています。

また、上記結果と併せて、対象大学の目的に照らして、「優れた点」についても、記述しています。

「Ⅱ 基準ごとの評価」

「Ⅱ 基準ごとの評価」では、基準1－1から基準6－8において、当該基準を満たしているか否かの「評価結果」、「評価結果の根拠・理由」を記述しています。なお、当該基準を満たしていない場合には、「改善を要する点」を記述しています。

「Ⅲ 意見の申立て及びその対応」

「Ⅲ 意見の申立て及びその対応」では、評価結果の確定前に対象大学に通知した評価結果(案)に対しての意見の申立ての内容を転載するとともに、その対応を記述しています。なお、意見の申立てがない場合には、記載はありません。

※ 対象大学ごとの評価結果における用字用語の選択は、社会からの理解と支持が得られるよう支援する観点から、機構による評価結果における一貫性を重視して行っているため、大学固有の表現と一致しない場合があります。

I 認証評価結果

政策研究大学院大学の教育研究等の総合的な状況は、大学改革支援・学位授与機構が定める大学評価基準に適合している。

【判断の理由】

大学評価基準を構成する 27 の基準のうち、基準 3－6 を除くすべての基準を満たしている。

基準 3－6 については、以下の点において改善する必要があるが、重点評価項目基準 2－1 及び基準 2－2 を満たしており、かつ訪問調査によって収集した資料を含め総合的に勘案すれば、大学として相応しい教育研究活動等の質を確保している状況にある。

- 学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定された教育研究活動等の情報公表のうち、一部の教員の学位及び業績が公表されていない。(基準 3－6)

II 基準ごとの評価

領域 1 教育研究上の基本組織に関する基準

基準 1-1 教育研究上の基本組織が、大学等の目的に照らして適切に構成されていること

【評価結果】 基準 1-1 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

大学及びそれぞれの組織の目的を達成するために、以下の 1 研究科を置いている。

[大学院課程]

- ・政策研究科（修士課程 1 専攻：政策専攻、博士課程 1 専攻：政策専攻）

基準 1-2 教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること

【評価結果】 基準 1-2 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

教員数は、認証評価共通基礎データ様式 1 のとおり、大学設置基準等各設置基準に定められた必要教員数以上が配置されている。

教員の年齢及び性別の構成は、別紙様式 1-2-2 のとおり、著しく偏っていない。

基準 1-3 教育研究活動等を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること

【評価結果】 基準 1-3 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

教員は、政策研究科に所属し、専門性に応じて、大学院課程の教育に従事している。

教育研究に係る責任者として、政策研究科に研究科長を置いている。

教育活動に係る事項を審議する組織として、教授会を置いている。

研究科の教授会は、学長、副学長、専任の教授及び准教授並びに学長が指名する連携教授及び客員教授から構成され、学校教育法第 93 条に規定される事項等を審議することとしている。教授会は開催されておらず、代わりに、教授会の代議員会等として研究教育評議会が学校教育法第 93 条に規定される事項等を審議している。また、学則第 12 条第 4 項に基づき、研究教育評議会の下に、教育研究評議会の審議事項について調査、検討する修士課程委員会及び博士課程委員会を置いている。研究教育評議会等は、令和 5 年度には、別紙様式 1-3-2 のとおり開催されている。なお、自己評価書提出時点では、平成 16 年 4 月 14 日に開催された教授会の決議に基づき教授会に代わり研究教育評議会が実質的な審議を行っていたが、令和 6 年 12 月までに学則 12 条第 3 項に「研究教育評議会を学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 143 条に定める代議員会等とみなす」

ことを定め、研究教育評議会が教授会の代議員会であることを明確にしている。

研究教育評議会は、学長、学長が指名する理事、副学長、修士課程委員会及び博士課程委員会の委員長、政策研究センター所長、プロフェッショナル・コミュニケーションセンター所長、データサイエンスセンター所長、グローバルリーダー育成センター所長、図書館長、保健管理センター所長、アドミッションズオフィス室長、スチューデントオフィス室長、学長が指名する教授・准教授・助教授から構成され、教育に関する重要事項を全学的見地から審議している。令和5年度には、別紙様式1-3-3のとおり開催されている。

領域 2 内部質保証に関する基準

基準 2-1 【重点評価項目】内部質保証に係る体制が明確に規定されていること

【評価結果】 基準 2-1 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

機関別内部質保証体制は以下のように整備されている。

学長を統括責任者とし、統括理事・副学長を自己点検・評価の責任者及び、それぞれの領域における改善及び向上活動の責任者としている。この体制における中核的な審議機関は内部質保証会議及び評価ワーキンググループであり、その役割分担は内部質保証規則に明確に定めている。中核的な審議機関である内部質保証会議及び評価ワーキンググループは、内部質保証体制を機能させるために情報を共有する必要がある統括責任者、推進責任者、実施責任者、大学運営局長、企画課長、教育支援課長等によって構成している。

教育課程の質保証に責任をもつ体制として、政策研究科において、研究科長を責任者としてその質保証を行っている。なお、自己評価書提出時点では、教育課程の質保証の責任者が明確ではなかったが、令和 6 年 12 月までに学則を改正している。

施設設備に関する内部質保証体制は、以下のように整備している。

施設及び設備全般、学習環境については、教育全般の実施責任者（施設及び設備を含む）を責任者として財務委員会が、情報設備については、教育全般の実施責任者（施設及び設備を含む）を責任者として情報システム運用委員会が、附属図書館については、教育全般の実施責任者（施設及び設備を含む）を責任者として図書館運営委員会が分担して質保証を行っている。その役割分担は、財務委員会規程、図書館規則、情報セキュリティポリシーによって定めている。

学生支援に関する内部質保証体制は、以下のように整備している。

学生支援、就職支援、留学生支援に関する重要事項については、教育全般の実施責任者（施設及び設備を含む）を責任者としてスチューデントオフィス運営委員会・奨学金等委員会等が分担して質保証を行っている。その役割分担は、スチューデントオフィス規則、奨学生制度規則等によって定めている。

学生受入に関する内部質保証体制は、以下のように整備している。

入学者選抜の在り方、入学者選抜方法等の策定、実施、検証については、教育全般の実施責任者（施設及び設備を含む）を責任者として入学者選抜委員会が質保証を行っている。その役割分担は、入学者選抜委員会規則によって定めている。

基準 2-2 【重点評価項目】内部質保証のための手順が明確に規定されていること

【評価結果】 基準 2-2 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学位授与方針が大学等の目的に則して定められていること、教育課程方針が大学等の目的及び学位授与方針と整合性をもって定められていること、学習成果の達成が授与する学位に相応しい水準

になっていることを内部質保証体制において確認する手順は、自己点検・評価の手順等、教育の自己点検・評価チェックリスト（政策研究科全体）等に定めている。

同様に、すべての教育課程ごとに、基準6-3から基準6-8に照らした判断を行うことを自己点検・評価の手順等、教育の自己点検・評価チェックリスト（政策研究科全体）等に定めている。

また、施設設備、学生支援、学生受入についても同様に、政策研究大学院大学における自己点検・評価の手順等、教育の自己点検・評価チェックリスト（政策研究科全体）等に定めている。

関係者（学生、卒業（修了）生等）からの意見聴取については、大学教育の内部質保証のためのアンケート調査実施要項を定め、定期的実施することとしている。

機関別内部質保証体制において共有、確認された自己点検・評価結果を踏まえた対応措置について検討、立案、提案する手順、承認された対応措置の計画を実施する手順及びその進捗を確認する手順は、すべての場合について、内部質保証規則に定めている。

基準2-3 【重点評価項目】 内部質保証が有効に機能していること

【評価結果】 基準2-3を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

大学評価基準に則した自己点検・評価の継続的な実施には至っていないが、これまでの自己点検・評価活動及びその他の様々な評価等の結果に基づき課題点を抽出しており、それに基づく改善及び向上の取組を別紙様式2-3-1のとおり実施し、検討中のものもあるが、その多くの課題については、対応済みあるいは対応中の状況にある。

基準2-4 教育研究上の基本組織の新設や変更等重要な見直しを行うにあたり、大学としての適切性等に関する検証が行われる仕組みを有していること

【評価結果】 基準2-4を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

研究科その他教育研究上の組織の新設・改廃等の重要な見直しは、最終的に役員会において審議、決定している。

基準2-5 組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること

【評価結果】 基準2-5を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

教員の採用及び昇格等にあたって、教員人事委員会規則、テニユア・トラック制に関する規程、教員の審査・選考に関する基準、教員採用および昇任にあたっての手続き等を定め、セミナー形式の研究発表や模擬授業等を評価して、別紙様式2-5-1のとおり教員を採用・昇任させている。

なお、自己評価書提出時点では、テニユア・トラック制に関する規程が適切に定められてなかったが、令和6年7月までに改正している。

教員人事委員会規則、「評価制度（報奨制度）について」を策定し、別紙様式2-5-2のとおり教員の教育活動、研究活動及びその他の活動に関する評価を継続的に実施している。

評価制度（報奨制度）についてに基づき、教育・研究・学内行政等の貢献情報、論文指導や研究業績の詳細等を評価し、手当付与や特別昇給するなど、別紙様式2-5-3のとおり評価結果を教員の処遇等に反映している。

授業の内容及び方法の改善を図るため、別紙様式2-5-4のとおり、FDセミナー、教員相互授業参観を組織的に実施している。

教育活動を展開するため、別紙様式2-5-5のとおり教務関係や厚生補導等を担う職員、図書館の業務に従事する職員、ティーチング・アシスタントを配置し、活用している。

教育支援者、指導補助者（教育補助者）の質の維持・向上のため、別紙様式2-5-6のとおり、教育支援課職員に対する研修、教育プログラム第2弾「専門図書館と著作権(基礎編)」、TA研修等を実施し、必要な質の維持、向上を図る取組を組織的に実施している。

領域 3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準

基準 3-1 財務運営が大学等の目的に照らして適切であること

【評価結果】 基準 3-1 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

国立大学法人法等関係法令に基づき、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書並びに監査報告書及び会計監査報告書を作成し、文部科学大臣に提出され、その承認を受けている。

また、別紙様式 3-1-2 のとおり、教育研究活動に必要な予算を配分し、経費を執行している。

基準 3-2 管理運営のための体制が明確に規定され、機能していること

【評価結果】 基準 3-2 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

管理運営のために、役員会、経営協議会、研究教育評議会を設置している。

役員会は、学長、理事により構成され、世界的な研究教育拠点としての戦略的な運営方針事項、中期目標についての意見に関する事項、文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない事項、予算の作成及び執行並びに決算に関する事項、研究科、専攻その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項等を審議している。

経営協議会は、学長、理事、副学長、学長が指名する職員、学外の有識者により構成され、経営に関する重要事項を審議している。

法令遵守に係る取組及び危機管理に係る取組については、別紙様式 3-2-2 のとおり、体制を整備している。

情報公開、個人情報保護、公益通報者保護、ハラスメント防止、安全保障輸出管理、生命倫理の法令遵守事項について規定し、責任・実施体制を整備している。情報公開、個人情報保護、公益通報者保護、ハラスメント防止は組織マネジメント課、安全保障輸出管理、生命倫理は学術国際課が責任部署となっている。

危機管理として、防火防災、情報セキュリティ、研究費等不正使用、研究活動に係る不正行為防止、学生危機対応について規定し、責任・実施体制を整備している。防火防災は組織マネジメント課及び財務マネジメント課、情報セキュリティは企画課、研究費等不正使用、研究活動に係る不正行為防止は学術国際課、学生危機対応は組織マネジメント課及び教育支援課が責任部署となっている。

基準 3-3 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること

【評価結果】 基準 3-3 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

運営局組織規則に基づき、事務組織を設置している。

別紙様式 3-3-1 のとおり、常勤 140 人、非常勤 12 人を配置している。

基準 3-4 教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者間の連携体制が確保され、能力を向上させる取組が実施されていること

【評価結果】 基準 3-4 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

別紙様式 3-4-1 のとおり、教員及び事務職員等が入学者選抜委員会、カリキュラム等委員会、財務委員会、内部質保証会議等の構成員として協働して意思決定に参加している。

管理運営に従事する教職員の能力の質の向上に寄与するため、別紙様式 3-4-2 のとおり、ハラスメント研修が令和 5 年度には実施されていないものの、情報セキュリティ研修（182 人参加）、研究倫理教育（137 人参加）、研究費コンプライアンス教育（146 人参加）等を実施している。

基準 3-5 財務及び管理運営に関する内部統制及び監査の体制が機能していること

【評価結果】 基準 3-5 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

国立大学法人法に基づき、監事 2 人（常勤 1 人、非常勤 1 人）を置いている。監事は、監事監査規則に基づき、監査計画を作成の上、監事監査を実施し、学長に報告を行っている。

会計監査人による監査については、文部科学大臣が選任した会計監査人により実施している。

内部監査については、他の部門から独立した監査室が、内部監査規程に基づき、財産の保全及び経営効率の向上を図り内部監査を行っている。監査室長は、監査年次計画書を作成し、監査終了後は、内部監査報告書を作成し、学長に報告している。

監事、会計監査人及び監査室は、学長及び大学運営局長と監査法人とのディスカッションや監事監査報告会を開催し、監査内容、結果等について意見交換を行い、情報共有や相互連携を図っている。

基準 3-6 大学の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること

【評価結果】 基準 3-6 を満たしていない。

【改善を要する点】

学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定された教育研究活動等の情報公表のうち、一部の教員の学位及び業績が公表されていない。

【評価結果の根拠・理由】

学校教育法施行規則第 172 条の 2 が公表を求める教員の学位・業績を除いて、法令等が公表を求

める事項を、別紙様式 3-6-1 のとおり公表している。

領域 4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

基準 4-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること

【評価結果】 基準 4-1 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

港区六本木に 1 キャンパスを有し、その校地面積は計 17,827 m²、校舎等の施設面積は計 31,969 m²であり、大学設置基準に定められた必要校地・校舎面積以上が確保されている。

別紙様式 4-1-3 のとおり、施設・設備における安全性について、配慮している。キャンパスの耐震化率は 100%である。バリアフリー化については、誘導用点字ブロック、点字案内や障害者等対応駐車場、トイレの設置等、配慮している。安全防犯面については、防犯カメラ、外灯設置等、配慮している。

I C T 環境については、学内ネットワークを整備し、活用している。

附属図書館については、キャンパス内に設置しており、延面積 2,598 m²、閲覧座席数は 48 席である。原則として 9 時から 21 時まで開館している。令和 6 年 5 月 1 日現在の蔵書数は、図書 184,067 冊、学術雑誌 1,195 種、電子ジャーナル 11,631 種である。

自主的学習環境については、別紙様式 4-1-6 のとおり、P C ルーム、アクティブラーニングルーム及び図書館閲覧室等が整備され、利用されている。

基準 4-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること

【評価結果】 基準 4-2 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学生の生活、健康、就職等進路に関する相談・助言体制として、スチューデントオフィス、保健管理センターを設置し、別紙様式 4-2-1 のとおり対応している。各種ハラスメントに関しては、ハラスメントの防止等に関する規程等に基づき、相談員が相談窓口となり、知的環境保全委員会等と連携し、事実関係の調査等をする措置を講じるほか、ハラスメント等に関する相談に対応している。

1 団体が課外活動を行っており、そのための施設として、別紙様式 4-2-2 のとおり、学生ラウンジの整備、教室、ホールの利用を許可し、運営資金支援・備品貸与等を行っている。

留学生への生活支援等は、教育支援課において、レジデンスアシスタントを配置するなど、別紙様式 4-2-3 のとおり体制を整備している。

障害のある学生への生活支援等は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づき要領等を定め、別紙様式 4-2-4 のとおり、車での通学許可（駐車許可）、障害の状況に応じて必要となる助言や指導等を行っている。

学生に対する経済面での援助は、別紙様式 4-2-5 のとおり、大学独自の奨学金、入学料・授

業料免除、博士課程学生学会発表支援制度等を行っている。

領域5 学生の受入に関する基準

基準5-1 学生受入方針が明確に定められていること

【評価結果】 基準5-1を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学生受入方針については、政策研究科において「求める学生像」及び「入学者選抜の基本方針」の双方が明示されている。

基準5-2 学生の受入が適切に実施されていること

【評価結果】 基準5-2を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学生受入方針に沿った学生を確保するために、別紙様式5-2-1のとおり入試を行っている。

実施体制については、アドミッションズオフィス、入学者選抜委員会を置いている。

学生受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組については確認できないものの、入学者選抜委員会において、入学者選抜の実施状況を検討し、入学者選抜に係る情報提供方法の改善等を行っている。

基準5-3 実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること

【評価結果】 基準5-3を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

令和2年度から令和6年度の5年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、次のとおりである。

[博士前期課程]

・政策研究科：0.85倍

[博士後期課程]

・政策研究科：1.08倍

領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

基準 6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること

【評価結果】 基準 6-1 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

政策研究科において、学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定している。

基準 6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること

【評価結果】 基準 6-2 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

政策研究科において、教育課程方針に学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示しており、教育課程方針が学位授与方針と整合性を有している。なお、自己評価書提出時点では、③学習成果の評価の方針が十分に記載されていなかったが、令和 6 年 10 月までに教育課程方針を改正している。

基準 6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること

【評価結果】 基準 6-3 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

政策研究科において、教育課程の編成が、体系性を有しており、授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっている。

他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定においては、認定に関する規定を法令に従い、他の大学院の授業科目の履修の取扱いに関する規程等で定めている。

政策研究科において、学位論文の作成等に係る指導に関し、指導教員を定めるなど明確な指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしている。

基準 6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること

【評価結果】 基準 6-4 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

大学として、1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっており、政策研究科において、教育上の必要性を鑑み6学期制（春前期、春後期、夏学期、秋前期、秋後期、冬学期）により授業が実施され、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果を上げている。

政策研究科の授業科目において、適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対してシラバスによって明示されている。なお、一部の授業科目について、自己評価書提出時点には、シラバスの記載内容が十分ではなかったが、令和6年12月までに、カリキュラム等委員会の下にシラバス委員会を置き、シラバス作成・点検ガイドラインに基づきシラバスの記載状況を点検及び修正する体制を整備している。

政策研究科において、教育上主要と認める授業科目は、別紙様式6-4-4のとおり、原則として専任の教授・准教授が担当している。

政策研究科において、大学院設置基準第14条で定める教育方法の特例の取組として、夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている。

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること

【評価結果】 基準6-5を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

政策研究科において、次のとおり履修指導、支援を行っている。

学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、別紙様式6-5-1のとおり、指導、助言を行っている。

学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、別紙様式6-5-2のとおり、助言、支援を行っている。

社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を、別紙様式6-5-3のとおり実施している。

障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を、別紙様式6-5-4のとおり整えている。

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること

【評価結果】 基準6-6を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、大学として策定し、学生に周知している。

政策研究科において、成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認している。

政策研究科において、成績に対する異議申立て制度を組織的に設けている。

基準6－7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業（修了）判定が実施されていること

【評価結果】 基準6－7を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

政策研究科において、大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業（修了）要件を組織的に策定し、学生に周知している。

政策研究科においては、学位論文評価基準を組織として策定し、学生に周知している。

政策研究科において、策定した要件に基づく卒業（修了）の認定を組織的に実施している。

基準6－8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること

【評価結果】 基準6－8を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

過去5年における標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率は、別紙様式6－8－1のとおり、就職及び進学の様子は、別紙様式6－8－2のとおりであり、政策研究科について、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にある。

卒業（修了）時の学生、卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生、就職先等からの意見聴取の結果によれば、政策研究科について、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られている。